

二宮町火災予防条例改正について

今回の条例改正につきましては、蓄電池設備について、脱炭素社会の実現等に向け、さらなる普及の拡大や大容量化が見込まれるとともに、材料・構造等の多様化が進んでいることから『対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令』の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、二宮町火災予防条例第13条に規定されている『蓄電池設備』について、これまで主に開放型の鉛蓄電池を想定した内容となっていました。蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう所要の見直しをするものです。

また、固体燃料を使用する火気設備等について、基準が見直されたことから、所要の基準の整備を行うものです。

1. 主な改正内容

- (1) 規制対象に係る単位を一般的に用いられている蓄電池容量(キロワットアワー)を用いて区分。
- (2) 蓄電池容量が10キロワットアワー以下のもの及び10キロワットアワーを超え20キロワットアワー以下のもので出火防止対策が講じられたものは規制の対象外とする。
- (3) 開放型の鉛蓄電池を用いたもの以外について、耐酸性の床上等に設けなくてもよい。
- (4) 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の侵入防止措置が講じられた筐体に収められていればキュービクル式のものでなくてもよい。
- (5) 延焼防止措置が講じられた蓄電池設備は建築物からの離隔距離(3m以上)を取らなくてもよい。
- (6) 固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を新たに定める。

電力量	安全基準	消防への届出
4800Ah・セル未満	消防法対象外	不要
4800Ah・セル以上	消防法	必要

蓄電池容量	安全基準	消防への届出
10kWh以下	消防法対象外	不要
10kWhを超え20kWh以下	JIS等の規格 or 消防法	
20kWhを超える	消防法	必要

現行基準4800Ah・セルを蓄電池容量(kWh)に換算すると9.6kWhになることから、安全基準値を10kWhとする。

2. 施行期日等について

(1) 施行期日

◎令和6年1月1日から施行します。

(2) 経過措置

◎この条例の施行の際に現に設置され、または設置の工事中である燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備については、従前の例によることとします。

◎また、新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの又はこの条例の施行の日から2年を経過する日までに設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定を適用しないこととします。

種別	離隔距離(m)					備考			
	入力	上方	側方	前方	後方				
蓄電池設備	不燃以外	開放式	組込型鉛蓄電池、グリル付鉛蓄電池、グリル付鉛蓄電池、キャビネット型鉛蓄電池、グリル付鉛蓄電池、グリル付鉛蓄電池	14kWh以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体 上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
			組込型鉛蓄電池	21kWh以下	100	15 注	15	15 注	
	不燃	開放式	組込型鉛蓄電池、グリル付鉛蓄電池、グリル付鉛蓄電池、キャビネット型鉛蓄電池、グリル付鉛蓄電池、グリル付鉛蓄電池	14kWh以下	80	0	—	0	
			組込型鉛蓄電池	21kWh以下	80	0	—	0	
固体燃料	不燃以外	木質系燃料とするもの	炭火焼鳥器	—	100	50	50	50	今回改正
	不燃	木質系燃料とするもの	炭火焼鳥器	—	80	30	—	30	
	—	—	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
上記に分類されないもの	—	—	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
	—	—	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	